

令和元年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和元年12月12日(木)

午前9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第55号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第56号 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第57号 令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第58号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第59号 令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第60号 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第61号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第62号 永平寺町附属機関設置条例の制定について
- 第 9 議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

- 2番 上 田 誠 君
- 3番 中 村 勘太郎 君
- 4番 金 元 直 栄 君
- 5番 滝 波 登喜男 君
- 6番 齋 藤 則 男 君
- 7番 奥 野 正 司 君

- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 江守勲君

4 欠席議員（1名）

- 1番 松川正樹君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	朝日光彦君
総務課	長	平林竜一君
財政課	長	川上昇司君
総合政策課	参事	永田敦夫君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	清水昭博君
住民生活課	長	佐々木利夫君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	吉川貞夫君
農林課	長	野崎俊也君
商工観光課	長	森近秀之君
建設課	長	家根孝二君
上下水道課	長	原武史君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	多田和憲君
生涯学習課	長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書	記 坂ノ上 恵 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに11日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第55号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第56号 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第57号 令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第58号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第59号 令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第60号 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第55号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第6、議案第60号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの6件を一括議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

それでは最初に、財政課より補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 議案第55号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第60号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第55号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

説明は、議案書により説明させていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,126万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,638万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、4ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目5企画費の補助金、永平寺町住まいる定住応援事業補助金602万2,000円につきましては、当初の助成計画件数を超える申請があったため増額分を計上するものでございます。

13ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉費の住まい環境整備支援事業補助金50万4,000円につきましては、在宅での介護に支障となる住まいの改修費に対する補助金を計上するものでございます。

14ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目3児童措置費の過年度分児童手当交付金返還金78万4,000円及び目4児童福祉施設費の過年度分子どものための教育・保育給付費負担金返還金50万6,000円につきましては、平成30年度の事業精算に伴う返還金を計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費の有害鳥獣駆除報償費364万6,000円は、野生イノシシの豚コレラ感染が確認されたことにより感染拡大を防ぐため、イノシシの捕獲強化のための報償費の増額分を計上するものでござ

ざいます。

同じく目3農業振興費、中山間集落支援事業補助金487万2,000円につきましては、中山間地区の農業活性化を目的に認定農業者に対し機械及びパイプハウス購入費に対する補助金を計上するものでございます。

17ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、県営道路整備事業負担金4,184万円につきましては、県道大畑松岡線や京善原目線の道路改良工事等に係る県営道路整備事業に係る町負担金分を計上するものでございます。

19ページ及び20ページをお願いいたします。

まず、19ページの中段、款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費、就学援助費70万9,000円及び20ページ上段の項3中学校費、目2教育振興費、就学援助費86万1,000円につきましては、入学準備金の支給制度を見直し、入学前に支給するために計上するものでございます。

このほか、人事院勧告及び職員の異動に伴う職員給与費等の増減についても各費目において計上してございます。

よろしくをお願いいたします。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

款14国庫支出金におきましては、乳幼児健診等情報を管理するための情報連携システム改修に係る補助金、募集衛生費国庫補助金79万4,000円を計上しております。

中段の款15県支出金では、デマンド型交通促進事業に対する新交通システム整備支援事業補助金99万4,000円、四季の森文化館の旧傘松閣のセミナー開催等に使用する備品の購入費に対する新ふるさと創造推進事業補助金250万円のほか、イノシン駆除のため有害鳥獣駆除対策事業補助金195万円など、817万3,000円を計上してございます。

下段の款19繰越金、項1繰越金につきましては、前年度繰越金4,229万8,000円を計上するものでございます。

以上、議案第55号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第56号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ436万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億927万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、28ページから29ページにかけましての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

33ページの歳出から申し上げます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2保険給付費等交付金償還金、過年度分国庫支出金等償還金436万1,000円につきましては、平成30年度の事業精算に伴い生じた返還金を計上するものでございます。

戻りまして、32ページ、歳入について申し上げます。

今ほど申し上げました償還金の財源としまして、款7繰越金、項1繰越金、前年度繰越金83万3,000円及び款8諸収入、項2雑入としまして診療報酬の精算金352万8,000円を計上しております。

続きまして、議案第57号、令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の36ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,577万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、37ページから38ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

42ページの歳出から申し上げます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、過年度分国庫支出金等償還金27万5,000円につきましては、平成30年度の事業精算に伴い生じた返還金を計上するものでございます。

戻りまして、41ページ、歳入について申し上げます。

過年度分国庫支出金等償還金の財源としまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金、事務費繰入金27万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、議案第58号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算に

ついてご説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ359万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,169万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、46ページから47ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

51ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、人事院勧告等に伴う職員手当等

32万円、共済費1万円及び第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けアンケート調査等、実態調査業務委託料326万4,000円と合わせて359万4,000円を計上するものでございます。

次に、戻りまして、50ページの歳入について申し上げます。

歳出の財源としまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金、職員給与費等繰入金32万円、事務費繰入金326万4,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、議案第59号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,168万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、56ページから57ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

61ページから歳出について申し上げます。

上段の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費16万5,000円につきましては、人事院勧告等による増額を計上するものでございます。

中段の款2下水道事業費、項1下水道維持管理費、目2特定環境保全下水道維持管理費は、けやき台の合併浄化槽の改修工事が二酸化炭素抑制対策事業の補助対象となり、87万5,000円を財源組み替えするものでございます。

下段の項2下水道建設費、目1公共下水道建設費189万円につきましては、松岡地区におきまして当初計画を上回る住宅建築等が見込まれるため、公共汚水ます設置工事費の増加分を計上するものでございます。

戻りまして、56ページ、歳入をお願いいたします。

歳入財源としましては、款17繰入金、項1繰入金、一般会計からの繰入金118万円のほか、財源組み替えに充てる款19諸収入、項5雑入、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金87万5,000円を計上しております。

続きまして、議案第60号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

議案書の65ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,181万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、66ページから67ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

71ページの歳出から申し上げます。

上段の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費16万4,000円の減額は、人事院勧告等による減額を計上するものでございます。

下段の項2農業集落排水建設費、目1上志比地区農業集落排水建設費126万2,000円につきましては、上志比地区において当該計画を上回る住宅建築等が見込まれるため、公共汚水ます設置工事費の増加分を計上するものでございます。

戻りまして、70ページをお願いします。

歳入につきましては、款17繰入金、項1繰入金、一般会計からの繰入金109万8,000円を計上しております。

以上、議案第55号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第60号、令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） それでは、議案第55号について、令和元年度12月補正予算説明書に基づき各課ごとに審議を行います。

十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

まず初めに、総務課関係、4ページ並びに人件費関係、15ページから16ページを行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 補足については特にございませぬ。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。よろしいですか。

ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 予算説明書の4ページ、いわゆる四季の森文化館での……。総合政策課？

○議長（江守 勲君） 総務課関係だけです。

ほかありませんか。

私語は慎んでください。ほかありませんか。

なければ次に、総合政策課関係、4ページから5ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課、永田参事。

○総合政策課参事（永田敦夫君） それでは、総合政策課関係の12月補正予算について御説明いたします。

予算説明書、4ページ、右をお願いいたします。

I o T推進事業、補正額500万1,000円につきましては、これは四季の森文化館をI o T推進の拠点として活用していくため、旧傘松閣におけるセミナー等に使用する机や椅子の備品購入費を補正でお願いするものでございます。

歳入は、特定財源といたしまして2分の1を県補助金として計上しております。

続きまして、予算説明書、5ページ、左をお願いいたします。

情報推進事務諸経費でございますが、健康管理システムの改修について、当初予算で1億4,287万9,000円を計上していたものでございますが、このたび、国庫補助金の交付が決定いたしましたので、財源の組み替えを行うものでございます。

同じく予算説明書、5ページ、右側をお願いいたします。

永平寺町住まいる定住応援事業602万2,000円につきましては、計画助成件数を超える申請があり、今後の申請見込みを含め事業補助金の増額補正をお願いするものでございます。10月以降に新たに補助申請したいという案件が6件ございまして、今後、12月から3月末までの申請見込み件数を過去の助成実績から19件とし、合計29件の助成件数見込みに対しまして増額補正をお願いするものでございます。

以上、総合政策課関係の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 4ページの右側のI o T推進事業なんですけれども、たしか傘松閣なんですけれども、下が畳敷きになっていたと思うんですよね。畳敷きの中に椅子、テーブルを入れるということだと思うんですけれども、そうやってくると畳の傷みとかというのが考えられると思うんですけれども、その点は大丈夫なんでしょうか。それとも補強か何かなさる予定で椅子、テーブルを入れられるということでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 休憩を。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時23分 休憩）

（午前 9時37分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

河合町長。

○町長（河合永充君） その辺は下にじゅうたんがありますので、それを利用してなんだと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） じゅうたんがあって、僕はじゅうたんも購入するのかなと思ったんですが、500万で50台の机と椅子150台。椅子は大体5,000円ぐらいとするとそれで45万ぐらいですか。そうすると机が一つ大方10万円になるんでないかなと思うんですが。僕の計算間違っていないですね？ 間違っ

てる？ 1万円か？ ごめん、ごめん、75万円。500万から75万引いて、あと400万で50台というと8万円から9万円ぐらいなんですね、1台。どんなものを入れるのかなと思って。

○議長（江守 勲君） 総合政策課、永田参事。

○総合政策課参事（永田敦夫君） 購入予定の机につきましては、単価1台当たり4万100円を予定しております。椅子につきましては1脚当たり1万5,200円のを予定してございます。

その理由といたしましては、やはり傘松閣のほう、ちょっと机とか椅子の搬入といいますか収納スペースというのも非常に限られているというところから、収納の容易な折り畳み式であるとか、あとは特に机につきましては積み上げが容易で崩れにくいものということで、そういった机、椅子のほうを予定しているところでございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は椅子の問題でいうと、最近いろんな施設で使われているのは、一つの形、細いパイプでやったやつですと下の設置面積も割と大きくて、じゅうたんは敷いてあるとはいえ、畳へのダメージが少ないかなと思ったんですね。折り畳み椅子って、普通使っているやつは長年使うと中で折れちゃうんですね。前のほうへずってくるというか。そんなことも含めて、僕はやっぱりそれなりのものをというか、使いやすいものを使ったほうがいいんじゃないかな。ほやけど、1脚1万5,000円するとは僕は思わなかったんで、えらい高いなと率直に思います。

もし下にローラーなんかついてて、後ろへ少しリクライニングできるようなやつがあるとしたら、それは畳の上ではあんまりふさわしいと思ったので、できたらどんなものを準備するかというのを、それなりの資料を示していただくとありがたいかなって思いますけど。特に畳の上の広間が一つのメインでつくられた施設をどうしていくか。僕は根本的にどう使いやすいようにするかということも含めて、やっぱりこの際聞いたほうがいいかなとは思いますがね。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は先日も全国の郵便局長会議がこの永平寺町を視察されて、四季の森でちょっとお話をさせていただきました。実は今まで、結構あそこでやろうとしていたんですが、椅子と机がなかったもので、一回一回違うところから運んでくるのが物すごい労力ですって、だんだんだんだんそれならということで違う

ところにまた使われるようになっていきましたが、結構あそこでやりたいというそういったニーズもありますので、今回、そういった机と椅子を用意させていただいて、さらにあこを活発にいろんな場で使っていきたいなと思います。

ただ、先ほど参事言いましたように、あそこ、それ専用の倉庫がありませんので、どっちかというところと隣の畳のあるところが置き場になるのかなと思ひまして、そこでかさばらないようにというそういったことで、そういった専用の椅子と机を購入させていただきたいなと思うのと、やはり私たちも畳のほう心配でしたので、今回、グレーのじゅうたんがありますので、それを敷きながらやる。ただ、それを敷きっ放しにしていると、また畳が傷むという話もありますので、そこは何か月に一遍は一回上げたり、そういったメンテナンスはしっかりさせていただこうと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 使いやすいように椅子や机を導入するというについては僕は異論はないです。

ただ、畳もそのうち傷んで、どうかえるかということも話題になることがあるかとは思いますが、それにしても畳に余りダメージというか、そういう和室に合うようなものをきちっとそろえていくことも大事なんではないかなと思うんで、そこは十分考えて、結構な予算を持ってあるので、それはそれで活用してもらって、ダメージも含めて合うものを選んでいただきたいと思いますから質問したんです。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今、私も同じようなことで、4万と1万と、私も計算して、これ倍かかるんじゃないかな、倍以上というか。ちょっとそういう気がしたので。大変こんなこと言ったら申しわけないんですが、什器関係、普通、納入金額というのは定価の半値、8掛けじゃないけど、そういう類いって大変言葉悪いですが、そういう世界が結構いろんな納入の中にはなっています。この4万というのは定価なのか、ある程度俗に言う市場価格なのか、というのをまずお聞きしたいと思います。

それから2点目、この5ページの住まいる定住、本当によいことでいいことだろうと思っています。ただ、この前ちょっと説明があった中で、松岡が24件、永平寺が7件、上志比が2件の33件の申し込みがあったということとか、今後

12月から3月に19件の見込みということで、多分松岡が一番多いんだろうと思うんですが、幼稚園、それから小中学校の再編も含めていろんな答申等が今後考えられる中で、前、その宅地造成の見込みをそれぞれの地区の小学区で計画を立てたと思います。それのところ関係の動きの中でどうなのかということも合わせてお聞かせいただきたい。あのときたしか300万かもうちょっとかかっていたと思うんですが、それぞれの見込みされる場所の指定をしたと思うんですが、そのあたりの関係も含めてお聞かせいただければ、その見込みも含めてお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、備品につきましては、やっぱり結構高いんです。これだけじゃなしに、ほかのいろんな机とかそういった機材はやっぱり高いというのが。ただ、おっしゃられたとおり、いろいろなそういう割引とかもあるかもしれませんが、予算上やっぱりしっかりと定価で組んで。それありきで予算組むのはちょっと違うかなと、品質管理法とかいろいろある中で。と思いますので、そこはご理解をいただきたいなと思います。

また、入札とかそういった中で変わってくることもあると思います。

それと、宅地造成のお話ですが、4年前ですか、地方創生交付金を使わせていただいて調査をさせていただきました。その中で、あそこで、どちらかということややっぱりちょっと大規模な調査結果が出てきてまして、区画が大きい中で、そうになると町もいろいろ試算していく中でちょっと投資額が大きくなっていくということで、一つ一つもう一回それを土台にしてしっかり見直していこうということで、今、しっかりいろいろな形で進めさせて。

その前に、一度上志比でもありましたが一回ちょっと中断したというそういった事例もありますので、またご理解よろしく申し上げます。また、それもとに、また次の展開に進めていきたいなと思っております。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ぜひ考えていただきたいのは、当然見積もりというんですか、その中では例えば定価ですが、さっき言いましたように実勢価格と定価というのがありますので、そのあたりは見ていただきたい。よく入札の落札率が九十何何%とかというそういうのがありますね。でも実際、実勢価格から見るとそんなない場合がありますので、そのあたりのきちとした精査をいただきたい。

というのは、机なんかも例えばメーカーもんになっているんですね。同じメー

カーであっても、さっき言った実勢価格があるので、ぜひそういう点をご留意いただきたいと思います。

それから、先ほどの宅地造成の調査のところですが、大規模区画的にしたのが例えば10軒かそこら建つというんであっても、やはり町の姿勢が、そのうちの半分の部分をまず候補地の中でやっていくとか、そういう動きがそれぞれの地域のまちづくりも含めて、その地域をどう活用して頑張ろうかという住民の方々の気持ちにもかかわってきますので、やはりそういう調査をある程度そういう交付金を使ってやったのであるならば、全部、だからその10区画じゃなくて、この半分だけ区画を考えていこうとか、そういう意気込みがぜひ見えるような方策を考えていただきたい。

ふえることについては何も異論はないです。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 5ページの住まいる定住応援事業ですけれども、この支援事業の内容は大きく2つ、住宅を取得するということでの支援、それから子育ての支援と。さらに、住宅取得の場合には新築に対する支援、それから中古住宅を購入して、これセットになるんじゃないかなと思うんですけどリフォームに対する支援というのがあると思います。住宅を取得するということで、新築の申請どうであったのか、それから中古住宅、リフォームでの申請はどうであったのかと。それから3つ目、子育て支援があるわけですけれども、これの申請件数はどうであったのかということです。

今回、既に申請済みが23件、それから見込みが25件ですけれども、実績がどうであったのかということと、それから見込みをどう見積もっているのかということ、ちょっと確認したいと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課、永田参事。

○総合政策課参事（永田敦夫君） 今年度のこれまでの実績ということでございますが、助成件数23件の内訳でございますが、まず新築の住宅取得が21件、中古の住宅取得が2件ということになっています。その中で中古につきましては1件、リノベーションをしております。その23件の助成件数のうち、子育て支援金の助成件数につきましては8件ございました。

今後の見込みでございますが、今既に申請したいというような案件が6件ございます。残りの19件につきましては、これまでの過去の12月から3月までの

実績から、その平均から算出しまして件数のほうを19件というふうに設定して
ございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 4ページですが、椅子と机の購入については別にいいもの
というか、使いやすいものを買っていただければいいと思うんですけど、いわゆる
四季の森文化館の施設の活用策というところでは、こういった形でいろんな会
議をそこでやっていただくというような方向に行くのでしょうか。いつもおっし
ゃっている企業に入っていただくというようなことの中での一つの路線の考え方
なんでしょうかというのが1点お聞きしたいなと思います。

それと、5ページの住まいる定住ですけれども、先ほど参事の説明によります
と申し込み申請済みが23件、10月に6件、そして12月から3月19件の見
込みをしているというふうに言われておりましたが、たしか全協での説明、私の
聞き違いかもわかりませんが、松岡23、永平寺7、上志比2で合わせて
33件だろうと思うんですが、その違いはなぜ起こるのかなというのが単純に疑
問に思っていることと、あと先ほど内訳は言われましたけれども、いわゆる町外
からの転入者がどれだけいて、その分析をするとどういった方面からって、今ま
での傾向とは変わらないのかということと、後の農業集落排水とか上下水のほう
で住宅新築のためにますがふえたということも言われておりましたが、いわゆる
今年度は消費税が10月に上がりましたので、その駆け込みで今年度ふえたので
しょうか。それとも例年どおりの考え方なんでしょうか。消費税がふえたとい
うことであると、12月から3月の見込みがちょっと甘いのではないかなとい
うふうには思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課、永田参事。

○総合政策課参事（永田敦夫君） まず、四季の森の利活用の点でござい
ますが、四季の森文化館につきましては、従来ご説明してきたとおり、I o Tの推
進拠点としてこれからも進めていきたいというふうに考えてございます。

これまでもサテライトオフィスやコワーキングスペースの設置など検討を行
ってきたところでございますが、ちょっとまだ具体的な整備には至ってない状況と
なっております。

再度、そういったI o T推進拠点の整備に向けましてちょっと議論を深めてい

くとともに、より具体的な整備方針というのをできるだけ早い段階で決めていきたいというふうに考えてございます。

あくまでも大きな考え方としては、I o Tの拠点として進めていきたいというところでございます。

続きまして、住まいる定住のところでございますが、私が先ほどの実績のところでは23件ということをお伝えしたんですが、それにつきましては……。そうですね、今、実績のほうは23件というふうになります。今、申請のほうを待っている案件が6件ございまして、今のところそれを足しますと29件というところなんです。残りの見込みにつきましては、先ほどもご説明したんですが、12月から3月までの過去の平均を算出しまして19件というところを見込んでおります。

また、23件の内訳の転入、転居の割合につきましては、23件のうち転入は12件、転居のほうは11件となっております。地区別で見ますと、松岡地区が14件、61%、永平寺地区が8件の35%、上志比地区が1件の4%というような状況となっております。

ことしの見込みとしては、例年では大体40件程度の申請があるというところで、今年度につきましては今の23件の申請を、今待っている案件足して29件、プラスあとの見込みとして19件の48件程度を見込んでいるというところでございます。

以上です。

○5番（滝波登喜男君） 転入についての詳細について、町内、町外どちらが多いのか。

町外はどこから来たのか。

○総合政策課参事（永田敦夫君） そうですね、転入、どちらから入ってきたというところでございますが……。町外ですね。その転入の町外がどちらから来たかというところ、済みません。ちょっと今は手元にないもので、また後ほどお伝えしたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ありがとうございます。

ちょっと数字のところ少し聞いているのと若干違うので、また整えて報告をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、住民生活課関係、6ページを行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 住民生活課かとしては特別な補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、福祉保健課関係、7ページから8ページを行います。

補足説明を求めます。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 福祉保健課関係についても特に補足はございません。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、子育て支援課関係、8ページから9ページを行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 子育て支援課についても特に補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、農林課関係、9ページから10ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、9ページ、右側をお願いいたします。

有害鳥獣対策事業、補正額364万6,000円でございますが、先ほども財政課長からご報告がありましたが、県内の豚コレラ、今はCSFと呼ばれておりますが、現在38頭、県内で発症しております。そのうち3件が本町の分でございます。この感染拡大を防ぐためにイノシシの捕獲強化ということで、これは9月から対象になってございますが、イノシシの捕獲に対しまして報償費のアップと、それから通常、有害鳥獣の捕獲期間、これ10月末となっております。11月15日から2月15日につきましては猟期の期間になります。ここも有害鳥獣期間ということで延長になってございます。その分の報償費を含めまして、本町では8月現在で212頭、9月以降が増加分の対象になってございまして約240頭を対象としております。その分の増額補正でございます。

続きまして、10ページ、左側、お願いいたします。

中山間農業集落支援事業、補正額487万2,000円でございます。これは、事業者の上志比地区の認定農業者でございます。水稲、野菜など4.4ヘクタールを農業経営している方でございます。当初、令和2年度に県に要望するところでしたが、県のほうから今年度の予算枠があるということで、また機械導入も田植え機ということもございましたので、今回、補正で上げさせていただいております。それから、5.4メートル掛ける24メートルのパイプハウス、これも1棟お願いしたいということで予算計上してございます。そのうち、県3分の1、町3分の1を補助するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、建設課関係、10ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、建設課所管分の説明をさせていただきます。

資料の10ページ、右側をお願いいたします。

今回の補正であります。地方財政法及び道路法の規定に基づきまして、今年度の福井土木事務所施行分の県営道路整備事業に対する町負担分4,184万円の補正をお願いするものであります。

この事業の内訳であります。道路改良工事負担金の県道大畑松岡線につきましては、県立大学前の交差点改良に伴います道路拡幅工事であります。県道京善原目線につきましては、越坂交差点から越坂に入ります県道の拡幅工事であります。

続きまして、雪寒道路整備工事負担金、国道364号につきましては、永平寺インターチェンジの消雪配管工事であります。県道大畑松岡線につきましては、県大前の消雪の水源用の井戸調査委託費であります。国道364号、これは平成30年の繰り越し分ですが永平寺インターチェンジの消雪配管及び取水ポンプ設置工事となっております。

次に、消雪リフレッシュ工事負担金につきましては、永平寺町管内一円の消雪ノズル及び消雪施設の修繕工事であります。

最後に、雪寒地域道路工事負担金、国道416号と県道北野松岡線につきましては、これは役場周辺の消雪配管の更新工事であります。右側へ行きまして、県

道大畑松岡線につきましては、県大前の消雪装置の詳細設計でありますとか井戸掘削、あとポンプの設置工事となっております。

下段、国道416号、これ30年繰り越し分ではありますが東古市交差点付近の消雪配管の修繕工事となっております。

負担率ではありますが、道路改良工事と雪寒道路整備工事、それと消雪リフレッシュ工事、これは県単事業でありまして、道路改良が10分の1、雪寒、消雪の関係が5分の1となっております。一番下の雪寒地域道路工事につきましては、社会資本の整備交付金事業でありまして、こちらの消雪関係は6分の1の負担率となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） よろしくお願いたします。

いろんな道路改良のために要した費用で、それは私も認めるところでありますが、ちょっと1点だけ確認、今後のことをお聞かせいただきたいと思ひます。

京善原目線のところの、あそこの入り口の改良ということでの費用ということですが、私も越坂超えた向こうの地域の住民なんで何回か通っているんですが、いろんな使われ方もあるかと思ひますが、結構傷みが激しいということで、いろんなときに使うに当たっても、あれだと傷みが激しくて、またあそこはたしか崖崩れのところであるとか、なかなか行くと気持ち悪いというところがあるので、なお使わないという形になると思ひるので、今後、あのときの約束事できれいに整備しますよという話があったと思ひんですが、そのあたりの計画性はどういうふうになっているのかをちょっと確認したいと思ひます。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 通称越坂峠につきましては、まず課内で歩いて実際に現地確認いたしまして、修繕箇所等々いろいろありました。これは福井土木事務所のほうへ要望いたしまして、これ全て直していただいて、うちが引き継ぐといひますかそういった形をとっていますので、年度内にはできるかなとは思ひているんですけれども、そちらはまた進捗状況を見まして、当然最後、我々確認いたしますので、これをしていただかないと受け継ぐつもりありませんので、よろしくお願したいと思ひます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ぜひ計画性を示していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私も越坂峠の整備はどうなっているのかということを知りたかったんですが、実はあの峠は本当に風が吹いたりすると結構落ち葉があって危ない、滑ったりする。そういうことも含めて、できたら周辺の樹木の管理も、町道ですから、そういうこともちょっと一回考えて整備していただくと、間伐も含めて何かできんもんかな。道路としてはやっぱり怖い道路の一つ、町道。もしも何かトンネルで事故があったときには、ひよっとするとそこを通らなきゃいけないということもありますので、僕はそこは道路の整備だけでなしに、周辺の山林管理も含めてやっぱりきちっとしていくことをぜひ一度考えてほしいなと思っていますが、その辺何か考えていることあるんですかね。土木に聞くと大変なんかもしらすけど。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、今、あそこの越坂の長年の念願だった交差点が開通しまして、その絡みで町道、引き継ぐことになって、建設課長申しましたとおり、しっかりと補修をしていただいてから引き継ぐという形をとっていくのと、冬の期間は通行どめになりますので通行どめ。それと、おっしゃられたとおり、いざというときの災害道路という位置づけもあります。ただ、その利用はそんなに多くない道ですので、そういったバランスも考えながらいろいろ考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 道路周辺のいろんな樹木の問題については、単にそこだけの問題でないですので、いろんなところでまた十分管理することも考えてほしいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回の補正で、県の事業なんですけれども30年度繰り越し分が入っていますよね。ようやく、多分30年度の年度末に予算ついて、いろいろ作業してこの時期になったんだろうと思いますけれども、これ例えば越坂のあの交差点とか県大のあの交差点の改良とか拡幅とかというのは工事はいつごろ

終わる予定なんですか。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） まず、京善原目線のほう、越坂のほうは終わっています。

県大前につきましては、確認しますと今年度で終了予定ではいるらしいんですけども、ちょっと繰り越しの可能性もあることだけちょっとお伝えしておきたいと思います。

今現時点では年度内に終わらせたいという方向で言っていますが、もう時期も時期なんで、そろそろ進捗、はっきりしまして繰り越すかどうかというのははっきりしてくると思うんですけども、そういった状況であります。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、上水道課関係、11ページを行います。

補足説明を求めます。

上水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、上水道課関係の補正内容についてご説明いたします。

説明書の11ページをお願いいたします。

左側、農業集落排水事業会計繰出金109万8,000円につきましては農業集落排水事業特別会計の12月補正の財源として、また右側、下水道事業会計繰出金118万円につきましては下水道事業特別会計の12月補正の財源として、それぞれ一般会計から繰出金を計上するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、学校教育課関係、12ページから13ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それでは、学校教育課所管の補正について補足いたします。

説明書の12ページの左側及び13ページの左側、非常勤の用務員の賃金ですけども、これは人事異動に係る小学校での増、中学校での減でございます。

12ページ右側と13ページの右側の教育奨励費でございます。こちらは経済的な理由で就学困難と認められる家庭に対する入学時の学用品購入費の支援でござ

ございます。こちらにつきましては、これまで入学後に支給していたものですがけれども、一般的に入学時用の学用品等は入学前に購入するといったことが一般的です。この制度の要綱を改正いたしまして入学の前の年度に支援を行えるように準備金の増額を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほどの説明あったように、入学前に出していただく制度に変えてというか、本当に喜んでいると思います。

ただ、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、当然、支援に対してはいろんな就学時に費用的にご負担が大変なご家庭ということになっていると思うんですが、その対象の件数になっていると思うんですが、時期的にどうなんか知りませんが、その申し込みというんですか、申請との関係は今どうなっているのか。

また、そのあたりの就学前までにどういうふうな措置というか対応していただけるのか、そこらあたりちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 家庭への周知につきましては、新小学校1年、新中学校1年ともに10月に全家庭に対して行っております。実は先週末で締め切りまして、今、交付の対象ですがけれども、新小学校で6名、中学校では8名という結果になってございます。1月中には振り込む予定であります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それで、今の申請された方が6名と8名ということですね。

私言っているのは、当然対象となるということ大変語弊ありますが、そういう見込まれる方々については、こんなことあれかもしれませんが再度こういう、期限はこういうふうになっているんだけどお忘れでないでしょうかというか、そこらあたりのプッシュというのはされたのか。要はなかなかこれは当然本人の申請ではありますけれども、そこらあたりの例えば、ぜひ活用してくださいよと、こういうあれがありますからということのそういうものはされたのかどうか。

そして、もしも事前が忘れて事後になったときの対応も含めてどうなさっているのか、そこらあたりの方向性があつたらお示しいただければと思います。今ま

での結果と今後。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 先週締め切ったばかりということで、まだ再度の通知はしておりませんが、これぞ存じやと思うんですけど、これまでは入学後の支給だったもので、また入学してからでも申請可ですので、それはこの入学準備金だけでなく、例えば修学旅行のお金であるとかいろんな項目ありますので、それ込みで入学後にまた周知をさせていただく。

入学準備金で今回申し込みなかった方でも、入学後にまた申請できますので、それは入学後の通知ということにさせていただく予定です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 最後です。

ぜひ、なかなか今までのところ、それからいろんな周囲の環境もあって申請がなかなかしづらいということもありますので、ぜひそこらあたりはこういう制度があるんやよというのを周知と手厚い手を差し伸べる形をぜひお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私も同じ項目への質問ですが、一つは本県は結構就学援助というのは率が低いというのが一つの傾向ですが、生保なんかでも関西へ行くと二十数%という状況ですから、それに応じた率が出てくるんですけども、本県はなかなかそういうのが条件として整っていない面があるのかなと思います。

それで、こういう制度は非常に本当にやっていただきたい。以前とは随分これは前進するなと思っています。そこは評価するところですが、もう一つ準要保護もありますから、そういう人たちへの支援の方向性とか、ちょっとわからんですが、ひとり親家庭がかなりあると思うんですね。そこへの支援というのは別にまた考えられているのか。そういう数字から見るとちょっと少ないんじゃないかなと思う点があるので、その辺いかがなんでしょうだけ聞きます。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 実はこれ、就学援助費となっておりますが、援助費は準要保護のほうだけなんです。生活保護対象者はまた奨励費という形、国庫が入る別の事業名といいますか費目となっております。ですので、こちらはひとり親家庭も対象となっております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 本当に大きな一步前進やと思っています。

そういう制度はやっぱり、もしその対象になるような人がいれば、少しでも多くの人に支援をお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、消防本部関係、14ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） それでは、消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

常備消防事務諸経費、補正額174万4,000円をお願いするものでございます。これは、来年度、消防職員新採用者3名に係る制服等の被服と防火衣を準備する消耗品をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

学校教育課長より訂正を求められておりますので、発言を許可いたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 今ほど済みません、生活保護対象は奨励費と申しましたが、済みません、間違えていました。奨励費は特別支援学校のほうです。

生活保護対象者は要保護児童ということで同じ就学援助費になりますけれども、これは今回の補正は準要保護も対象としております。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 財政課長にお尋ねいたします。

先ほど今回の補正財源に繰越金を使われていますね。あと、繰越金の余裕財源というのはわかりますか。後ほどでも結構です。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 後ほどご報告します。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） それから、また歳入財源のほうなんですけど、普通交付税はもう確定されてますね、普通交付税、金額。これは予算に対して、どこかで聞いたんかなと、ちょっと覚えななんですけど、忘れちゃって。予算に対して上回っ

ていると思うんですけど、それに対しての余裕財源がどれくらいあるかと、それから今後3月に向けて恐らく補正があると思うんです。特に除雪関係が多いかと思うんですけど、特交とか含めて余裕財源は幾らかお持ちかどうかというのだけお聞きします。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 普通交付税につきましては32億ほどを見ておりまして、当初の予算より若干は上回っています。特交につきましては、災害がありましたので、まだ内容的にお示しはいただいていませんので、例年もしくは若干下がるかなという見込みでございます。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっと財政のところで1点だけお聞きしたいんですが、前年度繰越金の扱いですけれども、多分30年度の決算は5月か6月の間に行われますよね。そして、普通、民間でしたら利益金とかというのは全部積み立てるわけですけれども、当初予算の中に。でも、行政は前年度繰越金ってどこかおいたままにして、そこから小出しにしていくなすよね。そうすると、さっきの話じゃないけど財源幾らあるのかなという感じがあるんですけども、普通、民間でしたら1年度の予算の収入は前年度決算したらそれを全部こっちへ持ってきてというふうにやるんですけども、そういうふうにやりなさいというふうにはなっていないんですか。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 今ほどおっしゃられたのにつきましては、発生主義でやられて、企業会計をやられている考え方です。私のところは企業会計でございませぬので、年度会計でやっていますので、決算を踏まえて、その剰余金の見込みの2分の1は財調に積んでいますし、残りについては3月までの余剰財源ということで制度的に認められておりますので、ちょっと構造的に違いがありますので、よろしくお願ひします。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今の仕組みはそうなんだろうと思うんですけど、よく貸借対照表をつくってというようなことで、そういうふうにしていくという形には今後なっていくんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 総務省が、要は一般会計につきましても企業会計みたい

な財務諸表の作成をということで動きはございます。それに基づいて、うちも固定資産のデータの一元化などを図っておりますし、将来、必ずそういうふうな動きになるということを確認しております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第55号を終わります。

お諮りします。

議案第55号について第2審議に付したい案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、議案第55号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。25分から再開いたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの55号につきまして、財政課より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 先ほど収入の問いで答えができなかったことがありましたので、改めてお時間をいただきご説明申し上げます。

普通交付税の算定が終わりましたので額を申し上げますと、今年度は32億9,098万6,000円となります。当初予算で31億でございますので、1億強の余剰といいますか計画で入ってくるようになります。

それと、先ほど実質収支のこともお聞きいただきまして、平成30年度の実質収支で1億5,188万8,000円、繰越金でございますがあります。今年度12月末までで1億4,464万9,000円を計上しておりまして、残りが723万9,000円の状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 次に、議案第56号の第1審議を行いたいと思います。

予算説明書、17ページから18ページを行います。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、国保関係に関しまして補足をさせていただきます。

内容としましては、返還金に対する財源の種別でございます。本来ですと、国庫等の返還金に関しましては、性格上、繰越金が財源となっております。ただ、制度改正に伴いまして新たな返還が生じてきました。これについてが352万8,000円の雑入から受けるものでございますが、これにつきましては会計年度の関係上、2月診療分を3月中に支払う必要がございますので、見込みの金額で国保連合会へ支払っておりました。その精算との差額が352万8,000円となりましたので、その部分を国保連合会より受け、あわせて県のほうに返還すると、そういうふうな形になっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今、雑入のところで、前の説明では診療報酬の精算っていうことを聞いていたので、えっと思ったんですが、以前は点検やっていたでしょう。保険の給付で、請求に対する。その精算かと思っていたんですね。先に払っていたやつが戻ってくるようになったということですが、制度の改定というのか、ちょっとそういう意味では意味がよくわからない。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） これは診療報酬なんですけれども、従来、2月診療分に関しましては1次点検行いまして、4月の中旬に国保連合会のほうに支払っておりました。その部分に関しては精算金というのは発生しないわけなんですけれども、間に県が入ったということで、県の会計上、3月中に国保連合会に支払う必要が出てきたと。4月の確定をもって支払いでなく、見込みで3月中に、会計年度内に支払うということになりましたので、その部分に関してはあくまでも今までの推移を見ながら暫定的な見込み額で支払いました。それが4月以降に確定し、その差額部分が今352万8,000円という金額が出てきたので、その部分、国保連合会から返還を受けます。

ただし、この金額に関しては、平成30年度の県の普通交付金として県よりい

ただいているので、県のほうに同額お支払いすると、そういうふうな内容でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 国保の診療報酬っていうんですか、医療給付費のいわゆる支払いについていうと、今までですと請求があつて、二月おくれて、要するに三月目に払っていたということでしょう、たしか。間に二月あくわけですね。やったと僕は記憶しているんですが、それは制度が変わったんですか。県が入ることによって早くなるということは普通はあっちゃならんことじゃないですか。僕に言わせれば。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 今ほども申しましたとおり、この返還の対象月については2月診療分で、例えば1月診療分に関しましては2月に審査をしまして3月に確定額を支払うことができます。ただ、会計年度3月末になっていますので、平成30年度より4月に支払いというのが県が、実際、県から連合会のほうに行く関係上、3月中に支払う必要が出てきたということで、今後もこのような形で、2月診療分に関しては見込み額で3月に支払いをします。そして、翌年度にその精算が出てくるということで、あくまでも2月診療分だけの話で、3月診療分であれば5月に支払いしますし、ずっと翌々月に支払いするんですけれども、2月診療分に関しては翌々月に支払いが会計年度の関係上できませんので概算でやり、翌年度にその部分の精算を行うという。これは県も保険者となった平成30年度以降、今後も続くような制度となっております。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第56号を終わります。

お諮りします。

議案第56号について第2審議に付したい案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

次に、議案第57号について、19ページから20ページを行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 後期高齢者医療特別会計の補正に関しましては、財政課長の説明に対する補足はございませんので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第57号を終わります。

お諮りします。

議案第57号について第2審議に付したい案件ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

次に、議案第58号について、21ページから22ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 予算説明書の22ページ、左側でございます。

一般管理費委託料326万4,000円の増額につきましては、財政課長が説明したとおり第8期の計画策定に当たり高齢者の状況調査を行うものでございます。

あわせて8期計画策定に向けた課題も分析するということを目指しております。7期計画期間中には診療所の建設、それから密着型グループホームと小規模多機能型事業所を整備いたします。これにあわせて8期の計画について詳細に見込みたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第58号を終わります。

お諮りします。

第2審議に付したい案件ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、第2審議を省略し、第3審議に付すこと
にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

次に、議案第59号について、23ページから25ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、下水道事業特別会計補正予算について補
足説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

松岡地区の汚水ます設置工事につきましては、当初予算においては1カ所当
り30万円で15カ所分と見込んでいたところがございますが、現在までに松岡
清流地区で16カ所、吉野塚地区で1カ所の申請があり、1カ所当たりの工事費
も増となることを見込まれることから不足分を計上するものでございます。

なお、清流地区の16カ所のうち10カ所においては今後の宅地分譲や宅地造
成にあわせて公共ますを設置するというものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第59号を終わります。

お諮りします。

第2審議に付したい案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、第2審議を省略し、第3審議に付すこと
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

次に、議案第60号について、26ページから27ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、農業集落排水事業特別会計の補正予算に

ついて補足説明を申し上げます。

予算説明書の27ページをお願いいたします。

上志比地区の汚水ます設置工事につきまして、当初予算では1カ所で30万円と見込んでいたところがございますが、これまでに設置申請数が4件となり、不足が生じますので不足分を計上するものでございます。

なお、この4件につきましては町外からの転入が1件、お子さんがおうちを建てられるというものが2件、農業施設を建設するというものが1件でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 農業集落排水ですが、いわゆるふえた分の加入金の増というのはどこで、予算は計上していないのかということ、もう一つ、それは上水道のところでも同じ内容があるんですが、加入金ですが、やっぱり農集は今までどおりでいくんですか。公共下水との関係でいうとどういう扱いをするのかということ、例えば吉野の農業集落排水事業なんかは今、公共下水道につないで処理もそこでやっていこうということで進んでいるし、料金体系の見直しももう何年も前にやりましたよね。そういうことを考えると、いわゆる負担金を例えば雨水を入れていないのに面積要件で集めるとかということになっていたり、農業集落排水については事業費の負担分についてかち割りでやると、面積関係なしでやるとかということもあるので、その辺どうしていくかということも含めて示していただくとありがたいと思います。

○議長（江守 勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 加入負担金についてでございますが、歳入で計上されていないということにつきましては、これまでもそうなんです、建築後に加入負担金を徴収するということにしておりますので、多くが設置年度の翌年度以降に加入負担金を徴収するということになりますので、そちらで出てくるということになります。

また、公共下水道との関係についてでございますが、現在、おっしゃるとおり吉野地区は公共下水道に編入するというところで話を進めておりますので、その加入負担金をどうしていくのかというのは、今後、こちらとして検討していきたいというふうに考えております。

また、上志比地区の農集につきましては、加入負担金は1件40万円ということで負担をいただいておりますが、先ほどもちょっと話をさせていただきましたが、お子さんが敷地内に例えば家を建てられるという場合は半額の20万円を負担していただくということで対応しているところでございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 子どもが同じ敷地内に建てるとしたら、ある意味公共下水の場合は面積要件で負担金もらっているわけですね。ただ、農集の場合は面積要件でいくと農家の面積って大きいですから、その雨水排水をきちっと公共下水道事業の中で整備しているわけではないので、それも含めて整備するということで本来は面積要件での徴収やったと思うんです。そこらは一回、もう料金体系は同じにしましたよね。高くなったところもあり、低くなったところもありましたけれども、そういうふうなことを考えると、いわゆる負担金の問題も、例えば公共下水道事業的に扱っていくなら考えていくことも必要なんじゃないかなと私は思うんです。

だから、吉野だけのことを僕言っているわけじゃないですよ。上志比は農集のみですから。

○議長（江守 勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 下水道事業の加入負担金につきましては、先ほど雨水事業のことも出ておりましたが、基本的に雨水事業については全額公費負担という原則になっておりますので、公共下水道の加入負担金につきましても面積割で負担はしていただいておりますが、雨水を根拠にということではないというふうに考えております。

公共下水道を面積割にしましたのは、あくまでも下水道が設置されて、都市計画区域内の中で、その土地そのものの資産価値が上昇するだろうということで、たしか建設事業費、総事業費の1割相当分を受益者の方から負担していただくということで現在の単価設定がされているというものでございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 余り論争するとかということはないんですが、それは説明、行政がしてきたのと違います。それは雨水も排水も含めて整備するから、その料金も含めてもらうんだというのを面積要件にしたはずです。ですから、工場なんか、旧松岡は工場多かったですから、そこから面積要件でとるということになるとかかなりの大きな負担になるということが非常に話題になったことがあって、負

担できないという人たちもいらしたはずです。当時は。

僕が言いたいのは、福井市は雨水排水も一緒になっているんですね。周辺地域に行けばそうではないようにしているんかもしらんですが、特に市街地については汚水と一緒に全部雨水が下水に流れますから、そういう意味ではそういう計算要件があったということを当時言っていましたし、それ以後は雨水排水も整備するんだから、そういう面積要件にそれがある。でなきゃ、資産価値が上がるどうのこうのというよりか、1戸当たりにかかるお金が幾らという計算で大体いけばいいはずなんですよ。そういう説明でしたよ。そこはきちっと一定考えていく必要があるんじゃないか。

それは記録見ていただければ。僕、うそは言いません。

○議長（江守 勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 実は私も旧松岡でこの下水道事業の最初のころから下水道課で携わっておりまして、実はこの受益者負担金の担当もしておりました。

私の認識の中では、雨水事業について触れて、加入負担金をいただいたという認識は、計算されているという認識はございませんので、たしか計画においても雨水につきましては当然公費100%、料金の算定基礎の中にも入っていないというふうに理解しているところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第60号を終わります。

お諮りします。

議案第60号について第2審議に付したい案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

～日程第7 議案第61号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第7、議案第61号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案第61号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の73ページから80ページでございます。

当該議案につきましては、令和元年度人事院勧告に伴い所要の改定を行う必要があるため、関係条例等の一部を改正するものでございます。

第1条は、一般職の職員の12月期の勤勉手当について、民間の支給割合に見合うように支給月数を0.05引き上げるものでございます。また、月例給につきまして、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の月例給を引き上げることとし、これに伴い行政職給料表の改定を行うものでございます。

第2条は、一般職の職員の住居手当について、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、民間における支給状況等を踏まえ住居手当額の上限を1,000円引き上げるものでございます。

また、一般職の職員の令和2年度以降の勤勉手当について、支給割合の平準化を図る観点から、支給月数を0.975から0.95に改正するものでございます。

第3条は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じて特別職の12月期の期末手当の支給割合について、支給月数を0.05引き上げるものでございます。

第4条は、特別職の令和2年度以降の期末手当について、支給割合の平準化を図る観点から支給月数を1.575から1.55に改正するものでございます。

第5条は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じまして、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条によるフルタイム会計年度任用職員の給料表を改定するものでございます。

附則は、施行期日、号給等の調整、給与の支払い、住居手当に関する経過措置、規則への委任等について定めているものでございます。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今ほど説明の中でフルタイムの任用職員の給与表というふうに言われましたが、今考えているフルタイムの会計年度任用職員というのはど

れくらいと考えておりますか。人数ですね。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 現在、予定では約30名程度を考えているところです。

○議長（江守 勲君） よろしいでしょうか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 人事院勧告に基づくものというんですが、73ページの19条第2項第1号中というのは「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める、5%上げることになるんですね、5%。

77ページのところに第9条第2項第1号中というのがあるやけど、これには「100分97.5」を「00分の95」に改めるってなっているんですね。この関係ではどういう意味なんでしょう。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 繰り返しになりますけれども、0.05引き上げることによって、6月期と12月期がバランスがくずれますので、6月期と12月期の平準化を図るために、それぞれ0.95ずつに合わせるという内容でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いや、わかりませんが、そういうやっぱり平準化ってせなあかんもんなんですか。何でそこでわざわざ、同じ年間報酬が変わらんなら、そこで特別にする意味が何かあったのかな。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） これはもともと勤勉手当につきましては6月期と12月期平準化されておまして、今回、人事院勧告によりまして0.05分を引き上げるということで、それをさらに通常に戻すという意味でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 会計年度任用職員の任用制については、制度そのものに対しては反対の立場をずっととっていたんですが、今回、その給与ということで、その後のところのいろんな処遇改善につながるということについては大変喜ばしいと思っているんですが、先ほど現在30名を予定しているというふうにおっしゃっていました。

私懸念するのは、この30名がフルタイム任用の形でいくと、前も言ったように同じ、同一仕事同一賃金的な考えからいくと、説明の中には会計年度任用制は

補助的な仕事というふうになってはいますが、あとのところでも非常、災害時の時には出ておいでというふうな形とかいろんな形で、現在の職員と同等の仕事内容になってる。それが二重構造になるんじゃないかということで考えているんですが、この30名というのはある程度定員管理で、あとの次のところでも定員管理のところでも若干触れているんですが、この30名がどういう形で考えていらっしゃるのか。

例えばいろんな関係の中でふやしていくつもりなのか、減らしていくつもりなのか、どういうふうな考えがあるのかということですね。フルタイムというのは、結局、職員と同じような勤務体系の中で進む形ですので、それにかかわらず賃金が違うということですので、この現在的人数が同様に方向的に考えていらっしゃるのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） フルタイム会計年度任用職員につきましては、主に職種につきましては、これは伊藤議員さんの一般質問でもお答えしておりますけれども、保育士とか複式学級の講師であるとか看護師であるとかといったような職種の中で、大体今予定ですけれども30名程度ということで計画しております。

これにつきましても、保育士的人数につきましても、その年度年度によって必要数というのは変わってくると思いますので、これで固定するというのではなくて、その年度年度で任用、再度の任用したときにフルタイムの職員がどれだけ必要かということは十分再度の任用のときに見きわめながら数を把握していくという形になろうかと思えます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） というのは、なぜ今こういう質問するかというと、この前、たしかNHKだったんですが報道の中で市の大きいところも含めて半数がこのフルタイムの任用制になっているということで、そのときはフルタイムの前の非常勤職員が半数いるという比率の中で、例えば災害であるとかいろいろあったときに、同じような仕事ではないということから、今回、会計年度任用制というものを導入することによって、同じ職務、同じような仕事内容を図りながら、また専門性を持っているわけですね。例えば保育士であるとか看護師であるとか、結構専門性を持った職員の方々がフルタイムで非常勤だったのを会計年度にすることによってこういう賃金の違いが出てくるということになると、今、説明の中にはそのときそのときの状況に合わせて人数を変えとおっしゃっていますが、いろ

んなところによると、ほかのところの事例でいくと、それが50%やったのをいろんな形でそれを今度はどう推移していくと考えているわけですね。そういうふうなところで、当町がこの会計年度任用制を、ある面では同一労働のところでは使えるということによって今後ふやしてしまうんじゃないかという懸念を私持つわけなんです、そこらあたりが非常に、こんなこと大変語弊があるかもしれませんが、同じ仕事の内容でこの制度を運用することによって賃金の安い労働力を使ってしまうという形になっていくんじゃないかという懸念持っているわけですが、そこらあたりがちょっと懸念して質問しているわけです。それはないという発想でいいわけですね。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） あくまでも定員管理ということにつきましては常勤職員の管理を行う中で、全体の事務の中で事務の補助をしていただくという意味で会計年度任用職員の任用をします。その中でもフルタイムが必要か、パートタイムでいいのかということにつきましては、その業務業務の状況によって変わってくると思います。定数を変える、そういうふうに人数を変えるんじゃなくて、変わってきてしまうということになると思います。

そういった中で、あくまでも同一労働同一賃金という概念はありますけれども、今までですと給料ですと例えば予算の範囲内で決めるといったような規定の中で、今回はきちっと条例で給料表を定めて、その給料表に基づいて給料をお支払いする、またパートタイムの場合には給料表に基づく月例給を基準に時間給を出していくというような形できちっとある意味制度化しますので、そういった意味ではまた勤務条件、有給休暇であるとか手当についても整備していくということです、決して安い賃金で使うというようなことではなくて、勤務状況等を処遇を改善しながら勤務していただくというふうな制度に変わっていくというふうに認識しております。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） あとの63号のところの緊急性についての任用制、臨時的のそういうところで、定数のところに含む含まんということも出てきます。

私が先ほど何回も懸念しているのは、そういうところで例えば予算の中で人員の配置の中で会計年度任用制がふえるとか減るとか、そういうことが僕はあってはならないんじゃないかと、要は同一労働同一賃金の中では。そういう考えから質問させていただきました。

ぜひ、そこらあたりはきちっと管理いただく、または精査いただくようお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これにつきましては、全員協議会でもお答えさせていただきましたが、こういったしっかりと条例にしていくことによって、それぞれの権利というのを一步大きく進むことになります。決して後ろ向きになることではありません。

また、同一賃金同一とかいろいろありますが、これをするによって、こういう仕事をしていただきましょう。正職は正職でしっかりとその責務を果たす仕事をする。それをしっかりと分けて、契約のときからしっかりとやって、しっかりしていく、これが今回の条例改正になっておりますので、これで全てがクリアされるという、今までいろんな課題があるのがクリアされるということではないと思いますが、一つ大きな前進になるということをご理解をいただきたいなというふうに思います。この条例があるから守られてくるものが多く出てくるというそれがありますので、ご理解をよろしくお願いします。決して後退ではありません。

○議長（江守 勲君） 3回終わりました。もう反論ないでしょう。反論はないでしょう。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第61号の質疑を終わります。お諮りします。

議案第61号について第2審議に付したい案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、議案第61号を第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

～日程第8 議案第62号 永平寺町附属機関設置条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第8、議案第62号、永平寺町附属機関設置条例の制定についての件を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案第62号、永平寺町附属機関設置条例の制定についてご説明いたします。

議案書、81ページから82ページでございます。

当該議案は、本町がこれまで規則、要綱等に基づき設置していた委員及び委員会の構成委員等について、審査、諮問、調査等を行っているものを、地方公務員法の一部改正に伴いまして特別職の任用が厳格化されたことにより、地方自治法第138条の4第3項に規定します附属機関として条例による根拠づけが必要となることから、新たに附属機関設置条例を制定するものでございます。

第1条は、地方自治法の規定による附属機関の設置に関しては、この条例の定めるところによるということを規定しております。

第2条は、町長の附属機関として設置する各委員会等の名称と担任する事務を規定しております。

第3条は、教育委員会の附属機関として設置する各委員会の名称と担任する事務を規定しております。

第4条は、この条例が定めるもののほか、必要な事項につきましては当該附属機関の属する執行機関が定めるということを規定してでございます。

施行期日は、令和2年4月1日といたします。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 国の地方自治法改正によってこういうことで位置づけないといけないということで明確化するんだということですが、2つ質問があります。

一つは、ここに入札監視委員会が入っているんですが、僕は政治倫理審査会も設置することができる、実際設けられているんですね。どういう会議をしているかというのは具体的にあんまり報告されていませんけれども、やっぱり昨今、職員の不祥事も多いと思うんですね。例えば高浜の元森山助役からもらっていた金品、本当に広く、どこまでお金がわたっているかわからないという状況が今あるわけですね。そういうなのをどこで見ていくかということ、自分たちの監査委員が

調査に当たっているというんで全く意味がない。

前から僕、それは地方公務員法でちゃんと示されているんだというんですけれども、それでなかなかおさまらないから独自の機関が必要でないかとか、条例が必要でないかということをよく言われていると思うんです。

そういう意味では、僕はここにそういうのも含めてきちっと外部から、職員も議会も当然、議員のあり方についても見ていくということを経験したものを、条例の中にあるわけですから、そういうのを設けたらどうかと。

それともう一つは、地方自治法ではどうなっているかは僕はよくわからないんですが、町の仕事を受ける民間業者の扱いをどう位置づけるかというのは、僕ちょっと今大きい問題になっているんじゃないかなと思うんですね。これまでも広域圏で町のいろんなやつがなくなるといった状況があったりした事故もありましたけど、今回はほかの県で重要なデータを廃棄する業者がそれを売りさばいたということもあったわけですね。職員が。それは以前から懸念されていることで、そういう事故とか、要するに町のいろんな重要な部門を請け負う業者についてもどうするかということは、この際、町独自に考えていくことも必要んじゃないか。そういうことも言及していく必要があるんじゃないか。

あと、特別職というんですか、そういう扱いにならない、ならなくなる人たちへの対応はどうするのか。これまでは同等ではないにしてもそれなりの対応してきた人たちについてはどういう扱いをするのか。そこもどこかできちっと明記せなアカんのじゃないですか。と思うんですが。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、政治倫理に関する件でございますけれども、今回の条例制定の趣旨につきましては、地方公務員法の改正によって特別職というのが、これまでこれらの者に準じるというような形で、その自治体によってそれぞれ解釈がまちまちであったものを、定書きにより厳格化されたということで、特別職を明確化するものでございます。

その中で、政治倫理に関しましては、永平寺町兼業禁止及び政治倫理条例によりまして、もう既に特別職という位置づけをしておりますので、今回のこの条例制定には入ってこないというか、もう特別職としての扱いをしているということでご理解いただきたいと思っております。

また、民間業者の扱いということですが、これにつきましても先ほど申しましたこの条例の趣旨からいきますと、町のそういった委員とか委員会の構成等で、

従来は全て特別職というような形でいろいろな任務を担任していただきましたが、それを今回、厳格化によって特別職というのをさらに位置づけるということです、民間業者云々ということにつきましてはこの条例とはちょっとまた別の話になっていきますし、そういった民間業者の取り扱いというものにつきましてはそれぞれ所管する課の中で厳格化していくということになろうかと思えます。

あと、特別職以外の取り扱いということですが、今回、非常勤職員が会計年度任用職員と特別職とそれ以外の職という形になりますので、それ以外の職という形での任務を担っていただくという形になります。

ただ、いろいろな任務をしていただくときに、保険であるとかそういったものについてはきちんとまた別の保険なり別の対応の中でさせていただくということで今考えているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 要はこれによって位置づけされる委員会等がきちっとまた若干ふえたり、条例にないやつについてはふえたりする中で、さらにこれまでと特別変わったことになるというわけではないと捉えていいですか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） これまで規則とか要綱で定められた委員会等があったと思いますが、それらについて、ここに記載したような委員会については附属機関として条例で定めることによって特別職として位置づける。それ以外にもう既に条例等で設置されている委員さんについては、特別職として位置づけておりますので。ただ、先ほど議員さんおっしゃったように特別職以外、今回、厳格化されたことによって特別職以外の職、外れるというか、今までもそうであったように、それ以外の職も出てくるということもご理解いただきたいと思えます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 先ほど金元議員も質問していたんですけども、このことによって変わるようなことというのは特にはないですよというのが1点と、先ほど課長の説明では保険についても別に云々っておっしゃっていたんですけども、これは例えば交通指導員のことをおっしゃっているのかなと思うんですけども、これらの特別職についても同じように保険というものを、従前から備えていた

ということで理解すればいいですか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今までもこういった行政委員の方につきましては、従来、保険には加入しております。それがその特別職とそれ以外の職ということで、今回、厳格化されることによって特に大きく変わるものはないんですけれども、非常勤公務災害に入るのか、それ以外の保険に入るかという違いは出てきますけれども、大きな変わったものはございません。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第62号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第62号について第2審議に付したい案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

～日程第9 議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第9、議案第63号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案第63号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、主な内容についてご説明させていただきます。

議案書、83ページから88ページでございます。

当該議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員制度の導入などを背景に関係条例について所要の改正を行うものでございます。

複数の関係条例を改正する必要があることから、一部改正条例等を条立てにより改正を行うものでございます。

第1条は、災害発生時の復旧に緊急の人手を要するときに任用される臨時的任用職員につきまして、常勤職員として位置づけることから職員の定数に含めることといたします。そのために、当該条例の一部を改正するものでございます。

第2条は、人事行政の運営の状況に関しまして報告しなければならない事項の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を含むことから、当該条例の一部を改正するものでございます。

第3条は、会計年度任用職員は常勤職員同様、分限処分の対象となることから、当該条例の適用の対象とし、地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づく休職期間は任期の範囲内とするよう当該条例の一部を改正するものでございます。

第4条は、会計年度任用職員は常勤職員同様、懲戒処分の対象となることから、当該条例の適用の対象とし、懲戒手続の一つであります減給につきまして、パートタイム会計年度任用職員については時給の10分の1以下とするよう当該条例の一部を改正するものでございます。

第5条は、地方公務員法の一部改正により、地方公務員法第22条第2項から第7項までが削除されたことから、当該条例の一部を改正するものでございます。

旧法の第22条第2項から7項までは、臨時的任用職員に関することを規定しておりましたが、改正法で新たに第22条の3を追加しまして、臨時的任用について規定していることから、今回の改正を行うものでございます。

第6条は、非常勤職員は会計年度任用職員へ移行し、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は規則で定めることから、当該条例の一部を改正するものでございます。当該条例第18条中の非常勤職員に関する表記を会計年度任用職員に改正するものでございます。

第7条は、会計年度任用職員は常勤職員同様、育児休業法が適用されるため、会計年度任用職員にも対応できるよう、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

第8条は、地方自治法に基づき特別職の非常勤職員には報酬を支払うこととなり、現行条例の報酬に含まれる賃金を削除する必要があることから、当該条例の一部を改正するものでございます。

第9条は、現行の給与条例では非常勤職員の給与の額は予算の範囲内において

均衡を考慮して定めるという規定になっておりますが、新制度により会計年度任用職員の給与について、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき定めていることから、関係する条文を改正するものでございます。

また同様に、会計年度任用、単純労務職の給与についても、同条例に基づき規則で定めるよう規定していることから、現行の給与条例の第21条第4項を削除するものでございます。

第10条は、地方自治法の改正によりフルタイム会計年度任用職員が旅費の支給対象となることから、当該条例の一部を改正するものでございます。

第11条は、特別職の厳格化に伴い、交通指導員が特別職に属さなくなることから、永平寺町交通指導員設置条例を廃止するものでございます。これにつきましては、別途要綱を今後定めることとしております。

また、現在の非常勤職員は会計年度任用職員へ移行することから、永平寺町学校職員の報酬等の支給に関する条例を廃止するものでございます。これにつきましては、現在の複式解消講師等が会計年度任用職員へ移行し、そちらの制度に適用になるということで、当該条例を廃止するものでございます。

なお、施行期日は令和2年4月1日といたします。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いろいろ変わるなと思って、あんまり内容全体がどうなんかというのはなかなか理解できないところもあるのですが、これの改定によって定数の見直しというのもそのうち出てくるんですか。そこら辺がちょっと、関係ってわからん。会計年度任用職員なんかもふえたりすることによって。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 第1条の職員の定数条例につきましては、常勤職員の定数ですので会計年度任用職員の定数とは直接は関係いたしません。今回の改正で災害なんかでどうしても緊急で人手が要する場合、採用するいとまがない場合に職員を採用する場合には定数に含めるということを今回の改正にあわせて行うということですので、今、町の常勤職員の定数条例の人数を変えるということではございません。

○議長（江守 勲君） 4番金元君。

○4番（金元直栄君） 実はこちょっと盲点があるんかなと。会計年度任用職員ですけど、これをどうするかという扱いについては、今、思いで何名程度とかというだけのことで、現実的にはそれを膨大にふやそうと思えばふやせるわけですね。疑惑の一つの方向性としては、常勤職員を減らすんだというような方向、ある意味打ち出しておいてそういうことも可能だということで、その辺はやっぱり一定の歯どめとかいうことも含めて考えてもらわなあかんのじゃないですか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 繰り返しになりますけれども、会計年度任用職員をどんどんふやしていくとか、あるいは減らしていくとかということではなくて、あくまでも常勤職員の事務補助といったような形の中で必要数を確保するということですので、今現在も非常勤職員の方の中には例えば育休で休暇をとられるとか、そういった場合にやっぱり補充をしないといけない。31年の4月現在で、これ一般質問でもお答えしましたけれども、非常勤職員205名おりますが、年度の期間中にやはりどうしても入れかえといいますか、自己都合でおやめになったりとかということがあって入れかえがあって、数字は変わったりします。年度の途中でも変わったりします。

ということですので、その数字を固定するというのではなくて、業務に合わせて必要な雇用数を確保していくというような形で考えております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 言葉を変えれば、行政の良識に任せるとということにもなると思うんですね。それを逆に言うと、思惑によっていろいろできるということにもなりかねない。

そんなことを考えますと、僕はやっぱりそれなりの一つの方向性というか、そういうのはどこかで示しておかないといけないんじゃないかなって私は思うんですよ。

大体前から言っていますように非正規労働者というのを堂々と公にやり出したのは僕は公務員の世界やと思っているんですね。県庁なんかでも物すごく早くそういうことをやっていたから。だから、そういうのを考えると、やっぱり常勤職員と同じような人数の会計年度任用職員がいるというようなこともあり得る場合があるので、そこは十分考えておく必要があるんじゃないかなと僕は思っているんです。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君）　まずは正職の定数をしっかり定めていくことが大事。また、今回これをすることによって正職さんと会計年度任用職員さんの仕事のすみ分けというのをしっかり明確化をしてやっていかなければいけない。

今までどっちかという定数管理で減らす方向でずっと来ましたが、今、業務がふえてきたり、いろいろな行政事務も複雑になってきている中で今回ちょっとふやさせてもらって、これについてもやっぱりずっとその計画は大事なんです、ある程度時代に合った、また大きな事業があるときには議会と相談しながら、正職の部分はやっていって、そこを補完するという中でこの会計年度任用職員さんの位置づけというのをしっかり明確化していくのが大切で、やはりこの条例に求められている裏側といったらあれなんです、しっかり正職は正職の職務を果たす。また、それを補完する会計年度任用職員さんという位置づけをしっかりとすれば、おのずとどれぐらいの会計年度任用職員さんが必要かというそういった人数というのは出てくるかなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君）　2番、上田君。

○2番（上田 誠君）　私もここについて確認したいと思います。

今ほど会計年度任用職員は定数に含まないという形ですね、最終的にね。

私、会計年度任用職員の職務改善、例えば今言うきちっと賃金が決まるとか、それから休暇を与えるとか、それから残業を与えるとか、育休、女性の方やったらね。育休じゃなかったかな。そんなのをいろんな処遇改善ということに関しては私も何も異論もないし、当然必要なことだと思っています。

ただ、例えば今、保育園の保育士のところを見ると、どこまでが定数で、どこまでが非常勤、今まで言っていた非常勤、会計年度任用制という中で。常に私はいろんな状況を見ると、同じような職務、同じような時間帯、それは今回は残業も含めていろんな形での処遇改善されて、同じ仕事内容になっている。それが今、課長の説明によると補助的という説明をされていましたが、例えば今の保育士なんか見ると、あえてそれが補助的な職務になっているのか。要は、会計の予算の中で半分は今の正職であって、あとの半分のうちのフルタイムはそのうちの何名ですよと、そして時間的なところで何名ですよという中からいくとするならば、同一労働同一賃金の考え、同じ仕事をしながらそういう制度ができ上がってしまう。それによって、今ほど同僚議員のあれにもありましたように、行政の思惑の中でやっていく。先ほどのちょっと前の条例のところでも言いましたように、どこの市やったかは、要はそういうふうな中から今言う会計年度任用職員が半数、

50%になってしまっている。いろんなときに不都合が出てきた。それによって今回の会計年度任用制をすることによって、同じような職務ができる。言葉は補助的などということになっているかもしれないが、現実的には例えば専門職的な形が会計年度任用制が入ってくるとか、そういうふうに結構なっているわけですね、現実的に。

そういう中から、今ほど同僚議員も言ったように、ある一定その中での仕事の内容を決めるっておっしゃっていますが、現実的に同じ職務、同一労働をやりながら、そういう会計年度任用制の賃金体系に入ってくるといことになると、今のこの中身の処遇改善については何も異論ありませんが、そこら一定、定数管理とかありますから、そこらあたりはきちっと方向性を私は示すべきだと。

例えば仮にここの保育士のところなんかには、さっきも言ったようにフルタイムのところと時間のところの兼ね合いのところとか、例えば今まで単労働であった給食調理員のところでも同じようなフルタイムでやっていると同じ職種をやっているわけです。若干違うところがありますけど。仕事の中身はほとんど同じようになっているということを考えると、そこらあたりの定数管理も含めて会計年度任用制のパーセンテージは私はきちっと決めていかなあかんというふうに私は思っているんですが、そこらあたりの見解はいかがですか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） おっしゃるとおりです。この制度だけを変えて、変わらないところがある、それはただ現実としてあると思います。それをどう変えていくかというのが大切で、例えば調理員さん、6年、7年前は正職がないという職種もありました。ただ、今はしっかり各園に正職を配置して、園、小学校、大きなところには2人配置するようにしております。

それと、ただ今回進むことによって、やっぱり正職と会計年度任用職員の立ち位置というのは明確に、すぐこの条例を制定するから、あした変わるかということ、現実にはなかなか難しい。ただ、それを変えていくことをしっかりしていかなければいけないなと思って、調理員さんはそういうふうになっています。

幼稚園についても大きく変わってきまして、今、ゼロ歳児には約3人に1人の先生が必要になってきます。よく正職さん、非常勤の割合——今は非常勤さん、来年からは会計年度任用職員さんの割合について問われる中で、ここもやはり根本的に正職が担任をしっかり持つにはどれぐらいの割合が必要なのか。そして、それが本当に永平寺町の子どもたちにとっていいこと。これをしっかりする一つ

の考え方の中で今やっています幼稚園の再編計画、これもそういった視点でもいろいろ議論をしていかなければいけないなという。もちろん子どものことを優先にする中ですが、先生の環境がよくなれば子どもたちにもいい環境になっていくというそういうこともありますので、トータルで本当にきれいにといいですか、この条例、またちゃんと会計年度任用職員の権利が守られる、こういったことが大切ですし、もちろん正職の権利も大事ですが、そういったふうにしっかりやっていかなければいけない中での例えば今、幼稚園の計画であったり、小学校。小学校はちょっとまた変わってきますが、そういったこともご理解をいただきたいなと思います。

決して、これをつくるのではなしに、しっかりとそうなるようにこれから行政も、私たちが努力をしていく。また、いろいろな仕組みを変えていく、変えていかなければいけないということがありますので、またご指導よろしく願います。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほど同僚議員も言ったように、ある程度行政の常識に任せている部分が多分にあると思うんですよ。だから、今までの、例えばこれをつくったからといって職種の内容がころっと変わると、今、町長がご説明あったようにそういうのがあるかもしれませんが、そこはきちっとしていかないといけないと私は思っています。

ただ、運用上どうしても会計年度任用職員が別表の給与体系の中で同じような仕事になってしまうんじゃないか。また、専門的なところを要すると、そういうところも必要が出てくるんじゃないかというような懸念をしています。

ですから、ここらあたりは今の災害も含めて、世の中で結構そういうものが課題が大きくなったために、国が非常勤職員に対して今の会計年度任用制度を持っていくことによってそれを、言葉悪く言えば制度化しようみたいな形に私は受けとめたわけです。

だから、そういう意味で非常に懸念を持っているわけですが、ぜひそこらあたりは行政として、またいろんな立場からお互いに見ていかなあかんと思いますので、ぜひそこらあたりはご配慮をきちっとお願いしていただきたいと思います。

これを最後にちょっと言わせていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほか。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 会計年度任用職員の任用に関しましては、総務課だけではなくそれぞれの担当課とヒアリングをしまして、きちっとその人数も含めましてこれからもやっていきたいと思えます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっと幾つか質問させていただきます。

今回出た条例改正の中で、第1条で定数というところがございます。本町の定数はたしか352人だったと思うんですけども、そこには会計年度任用職員は入らないということは説明いただいているんですが、現在、正職員、消防入れますとたしか248ぐらいかな。実数、そこをちょっと確認をさせていただきたいなと思えますのが1点です。

2つ目に、7月19日の全員協議会でこの会計年度任用職員制度の説明をいただいたんですが、たしかそのときに現在205名の非常勤職員がいますよと。それを来年度全て会計年度任用職員、人はかわるかもしれませんが、その数は確保したいという中で、たしかフルタイムはいないみたいなことをおっしゃっていたと記憶をしているんですが、そのフルタイムはいないというのは現在の205名の中の非常勤職員の中にフルタイムはいないということだったんでしょうかね。私のメモにはそう書いてあるんで聞いているんですけども。

ただ、会計年度任用職員のフルタイムの方というのは前年度の実績があつて初めてフルタイムになるということも説明していたと思うんですけども、私のとり違いなんでしょうか。ちょっとその説明をお願いしたいなと思えます。

3点目、この会計年度任用職員になりますと、今までの非常勤職員と給与面とかいろいろ処遇が改善されますね。ここにありますように育休もとれるとか、いろいろ好条件もあるということではありますが、反面、第4条の懲戒の手續とか、あるいは人事評価をすとかというのも明確化になっているということの中で、そういった意味では、この間の全協での説明の中で、たしか11月末か12月に公募開始ということのスケジュールが載っているんですけども、多分そこで現在の非常勤職員の方にも説明を当然るるしていると思うんですが、その辺の現在の非常勤職員の方々の声というのはどんなんでしょう。反応といいますか。いわゆる給与も上がります、好条件になりますよ、でも反面、懲戒もあつたりとか人事云々もあつたりとかということで、どのような御意見があつたんでしょうかというのが3つ目。

4つ目に第11条、交通指導員のところがのっているんですけど、これは前の条例改正にもかかわるんですけども、ここが条例に、前の議案のときに条例ののっている方は特別職扱いですよということですから、当然、交通指導員の条例もあるんですから特別職になるところですけども、そこは属さないのぞという、その根拠を教えてくださいなと思います。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、職員の実数ですけども239名でございます。

あとフルタイムはいないという全協でのご説明ということですけども、私はフルタイムはいないということ発言した記憶はございません。多分ですけど、そのときいろいろ議論する中で、ほかの市町、お隣の市町なんかはフルタイムはないとかという話が出たかと思いますが、そういったことをメモされているんじゃないかと思うんですが、私はフルタイムいないということは発言はしておりません。

公募の関係ですけども、10月末に現在の非常勤職員さんに制度の説明をさせていただきまして、11月15日までにその任用申請といいますか、任用書の申し込みをしていただくという形で募集させていただいて、今、出てきているところの中で、それぞれ各課のほうで任用書を預かっていただいて、課によってはそれぞれまた面接をしていただいているとか、その勤務状況についていろいろ面談をしていただいているというような状況の中で、今、そういう状況です。

その説明会の際のいろいろなご意見の中でいうと、賃金がどうなるのかとかそういうお話もありました。賃金につきましては給料表に基づいてきちっと制度化されますというお話もさせていただく中で、やはり中には業務によって夏休み、給食調理員さんなんかは夏休みは休職扱いになってしまう。そういう場合にほかの仕事ができるのかどうかといったご意見とか、そういうご意見なんかはございました。

あと、交通指導員につきましては、確かに特別職から外れるというか、今回条例を廃止して要綱によって位置づけるわけですけども、これは国の今回の地方公務員法の改正によりまして特別職というものが厳格化されたという中で、国のマニュアルの中に交通指導員は特別職に属さなくなるというような指導もございまして、今回、特別職以外の職という形の中で、要綱によって今後きちっと位置づけをし、報酬等を支払うというようなことも要綱の中で規定させていただくという対応をとらせていただきたいと思います。と思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回のこの会計年度任用職員になったということで、環境もある程度明確化され、給与も上がっていくという中で、特に保育士あるいは調理員の今までですと非常勤職員がなかなか手がないというなり手不足に陥っているのも本町の実態だったと思うんですが、このことによってかなりそういった面では有効な、なり手不足の対策にとって有効な手段になり得るのでしょうか。

その一つは、今、まとめられてないんだろーと思いますけど、現在の205名の非常勤職員が再び会計年度任用職員になるということで申請しているということであればかなり有効でありますし、それ以上になりますとそういう対策の一つにはなるのかなとは思っているんですが、その辺はどのような状況で、同様にお考えでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今現在、全体の数字というのはちょっとまだ把握できておりませんが、ほとんどの今の非常勤職員さんが会計年度任用職員のほうへ移行するというような考えでおります。実際の数字につきましては205名というお話ですが、これは31年4月1日現在の数字ですので、今日までにいろいろ数字は変わってきておまして数字もふえておりますので、最終的な数字というのは今後集計していくというような形になるかと思えます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今新たに11月15日までに任用書を申請してきていただいておりますので、我々としては有効な手だて、処遇改善につながっているというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） また公募もしていくんだろーと思いますので、公募も開始していくんだろーと思いますので、その辺の見ながらということでもあります。

そのなり手不足が改善できるという一手だてとなるのは非常にいいことだなとは思っているんですが、ただ、この間も新聞等で国の成人のひきこもり対策も打ち立てて、多分そういったところの実際にやるところが各市区町村になるんだろーと思います。そういう意味では、かなり職員、人的な人数も現在のままでは足りないというようなことになりかねないというふうには思われております。

そこで、国がこういう制度をつくったということも、いろんな部分で国から、県から、市町においてくるという事務があるんだろうって、それに対応でき得るよなという国の一つの施策かなと思うんですけども、非常にそういった意味では複雑な気持ちなんですけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に専門性が物すごく求められてきて、やっぱり今、通信が果たした社会になりまして、東京の大都会もどこかの本当に少人数の村も一緒に行政サービスをしなければいけない。また、一緒に世の中の基準が一緒になる中で、物すごく高度化になってきております。その中でどうしてもやっぱり職員の高度化、知識を上げていく、それも求められている中で、従来、正職がやっていた仕事というのは実は会計年度任用職員さんをお願いをして、正職は正職がやるべきマネジメントであったり、そういった管理であったり、そういうふうなところをしっかりとやらなければいけなくなっている中で、働く中での、先ほどから何度も申し上げていますように正職の補完事務、また正職でなくてもと言ったらちょっと失礼、語弊があるかもしれませんが、できる、そういった業務をやっていただく、そういった流れになってきていますので、国の流れといたしますか、そういったこともあるのかなと思うんですが、もう一步、国はやっぱり今の人数で、これからはどんどんどん役所の人は減っていくという数値も出ています。その中で今、IoTとかICTとかそういったものをどんどん取り入れていくという方向性も出ていますので、あわせて効率化といたしますか、この効率化がなかなか大変なんですけど、この効率化とかもあわせてやっていかなければいけない、そういった時代に入ったなというふうに感じております。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

ないようですから、これで議案第63号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第63号について第2審議に付したい案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、本件を第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時46分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす12月13日から12月17日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、あす12月13日から12月17日までを休会とします。

なお、あす12月13日は、午前9時より総務産業建設常任委員会を、午後1時より教育民生常任委員会を開催します。

12月18日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時47分 散会)